

一般社団法人日本ゴルフ場経営者協会
専務理事 大石 順一

「2020年度ゴルフ場利用者数・2020年3月末ゴルフ場数」について

1957年度以降64年間のゴルフ場業界で、唯一の確定データである「ゴルフ場利用税の課税状況からみたゴルフ場数・延利用者数等」をご送付申し上げます。

本冊子のデータは、都道府県別の利用者数を調査した唯一の資料でありますので、是非、経営政策立案の基礎的資料としてご活用いただきますよう、お願い申し上げます。

1. 2020年度ゴルフ場利用者数

注：「ゴルフ場利用税」の納税データにより集計のため、ゴルフ場の利用としては、2019年3月～2020年2月となっている。

2020年度ゴルフ場利用者数は、対前年度比462万人減少（5.4%減）の8,135万人となった。新型コロナウイルス感染拡大に伴い、我が国で初めて発出された緊急事態宣言による各種自粛要請の影響により、前年同月との比較で4月36%減・5月30%減・6月13%減となった。

感染状況が小康状態になった8月以降、ゴルフは身体的・精神的ストレス解消のための感染リスクの低いレクリエーションスポーツとして評価され、前年同月を上回る利用者数となった。特に、8月については、帰省の自粛・県外移動の自粛に加え海水浴場やレジャー施設の利用制限などにより、近くで感染リスクが低いゴルフが選択され、前年同月比18%もの伸びを示した。

また、コロナ感染を危惧した70歳以上者の減少率は6.2%となり、課税対象者（18歳～69歳）の減少率5.1%を上回る結果となった。

2. ゴルフ場数

2021年3月末日におけるゴルフ場数は、対前年度末比11減少の2,198ゴルフ場であった。

（都道府県に跨るゴルフ場が18あるため、実稼働のゴルフ場数は2,216から18を減じた2,198ゴルフ場となる。）

年度当初は新型コロナウイルスの感染拡大による利用者の減少により、ゴルフ場の閉鎖が大幅に生じるのではと危惧されたが、下期以降の利用者の増加に加え、バブル期以降の経営スリム化等が効を奏して過去10年間で2番目に少ない閉場数となった。ゴルフ場の閉場が本格的に始まったと考えられる2010年度以降、11年間の累計で229ゴルフ場が閉場したこととなった。

3. ゴルフ場利用税額の推移とそこから見えてくるもの

「2020年度ゴルフ場利用税」の総額は、対前年度比32億円減少の399億円であった。ゴルフ場利用税額は1992年度に1,036億円を記録した以降、年々減少を続けて38.5%にまで減少した。

また、2020年度の「1人当たりゴルフ場利用税額」は、前年度比16円減少の631円で、1993年度の1,019円から61.9%にまで減少している。

1989年の「娯楽施設利用税」から「ゴルフ場利用税」に変更されて以降、大半の自治体の「ゴルフ場利用税決定基準」が変更されていないため、「1人当たりのゴルフ場利用税額減少＝ゴルフ場利用税決定対象料金の減少」と考えられ、平均的なゴルフ場プレー料金もほぼ同率に減少したと考えられる。

4. 自治体ごとに定められている「ゴルフ場利用税決定基準」の不合理性

都道府県ごとに定められている「ゴルフ場利用税決定基準」には、合理性を欠いたものがある。その典型的な例が、27ホールや36ホールのゴルフ場のゴルフ場利用税が高く決定される仕組みとなっているもので、14県の基準に取り入れられている。現状、18ホールプレーが100%に近い状況であり、18ホールプレーだけのプレーヤーに27ホールや36ホール分の税負担を求めるのは、不合理なことだ。

また、もっと不合理なことは、秋田県の「ゴルフ場利用税決定基準」にゴルフ場利用税等級決定の対象となる利用料金を次のように定めている点である。

「利用料金＝平日における通常の利用料金（グリーンフィー・各種維持費・連盟協力金・ゴルフ保険・緑化協力金・河川整備基金）」

上記のアンダーライン部分はプレーヤーの承諾に基づき徴収される任意の寄付である。このようなものが、対象料金に含まれることになっている。（他県においてもゴルフ場の申告時において選択制である旨の届出がない場合は、「協力費」との名目で含むとしている自治体がある。）

また、千葉県や埼玉県の決定基準は、芝生の優劣・クラブハウスの豪華性等を評価するものとなっているが、極めて客観性が乏しく、主観的な判断によるものとなっている。

5. 18歳未満利用者は逡減傾向

「ゴルフ普及」とのテーマの中で、多くのゴルフ場や業界団体が「ジュニア育成」を活動目標に掲げている。下記の「18歳未満者」のゴルフ場利用者数からは、その成果が2012年度をピークに逡減傾向にある。その原因分析も必要である。

「全国の18歳未満者の利用者数」（2010年度以降の利用者数）（単位：千人）

年 度	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
利用者数	338	346	343	330	329	309	293	273	267	263

6. 「ゴルフ場利用税」廃止問題の今後は？

- ① ゴルフ場利用税は、娯楽施設利用税時代から軽減措置の追加、非課税制度の導入、地方自治体の税収事情等による「決定基準」の変更により、制度的に整合性を欠いた状態となっている部分が多い。そもそも課税根拠が希薄な税金であることに加え、徴税側の都合によって様々な変化が加えられているため、税負担をするゴルファーには税額決定が理解出来ない税制になっている点の改善を求める。
- ② 「ゴルフ場利用税」は、ゴルフ場が「特別徴収義務者」となって徴収する仕組みとなっている。「ゴルフ場利用税」はプレー料金と一体となって支払われるため、キャッシュレス化の拡大による集束手数料には「ゴルフ場利用税」分も含まれている。特別徴収義務者に徴収手数料として支払われる「特別徴収交付金」があるが、不支給の自治体や極めて低額な自治体が多い。「ゴルフ場利用税」分の徴収手数料は、自治体の負担とするよう要望する。
- ③ ゴルフ場利用税収額の30%は、都道府県の一般財源となっている。この部分を活用して、都道府県と地域の発展に貢献する連携事業の実施を要望する。

（「地方創生SDGs官民連携プラットフォーム」の活用）